

表1 時差出勤制度、早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況(令和7年4月1日現在)

時差出勤制度は、基本の勤務時間に加えて複数の勤務時間パターンを設定し、勤務時間を割り振る制度です。申告に際して、理由は問いません。

早出・遅出制度は、1日の勤務時間の長さを変えずに、始業・終業時刻を繰り上げたり繰り下げたりすることができる制度です。

フレックスタイム制度は、割振り単位期間(4週間)を設定し、その単位期間内で1週間当たりの勤務時間数が38時間45分となるように割り振ることができる制度です。

(単位:団体)

区分	団体数	時差出勤制度		
		導入済	検討中	予定なし
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	22 (35.5%)	4 (6.5%)	36 (58.1%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	523 (30.4%)	195 (11.3%)	1,003 (58.3%)

区分	団体数	業務上の早出・遅出			育児・介護のための早出・遅出			通勤混雑緩和のための早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	26 (41.9%)	5 (8.1%)	31 (50.0%)	31 (50.0%)	7 (11.3%)	24 (38.7%)	13 (21.0%)	6 (9.7%)	43 (69.4%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	814 (47.3%)	148 (8.6%)	759 (44.1%)	1,218 (70.8%)	140 (8.1%)	363 (21.1%)	211 (12.3%)	117 (6.8%)	1,393 (80.9%)

区分	団体数	疲労蓄積防止のための早出・遅出			修学等のための早出・遅出			障害の特性等に応じた早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	2 (3.2%)	7 (11.3%)	53 (85.5%)	0 (0.0%)	5 (8.1%)	57 (91.9%)	0 (0.0%)	10 (16.1%)	52 (83.9%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	153 (8.9%)	140 (8.1%)	1,428 (83.0%)	100 (5.8%)	125 (7.3%)	1,496 (86.9%)	163 (9.5%)	181 (10.5%)	1,377 (80.0%)

区分	団体数	フレックスタイム制度					
		導入状況			(左記の導入済団体のうち) 週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	3 (4.8%)	8 (12.9%)	51 (82.3%)	0 (0.0%)	10 (16.1%)	1 (1.6%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	98 (5.7%)	292 (17.0%)	1,331 (77.3%)	54 (55.1%)	9 (9.2%)	35 (35.7%)

(注) 1 ()内の数字は団体区分中の割合を示す。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

2 調査対象は、非現業の一般職に属する職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、首長部局に勤務する職員で一般的には月曜日から金曜日に勤務し、午前8時30分から午後5時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割り振られている者(交替制等勤務職員は除く。)に適用される制度。

3 「時差出勤制度」は、令和6年度実施の調査から本項目を導入。

4 「時差出勤制度」を導入している団体において、「各種早出遅出制度」について、時差出勤制度よりも広範な勤務時間パターンの設定を行っている場合等、制度を存続させている団体については、「導入済」となっている。